

平成30年度東京都訪問看護教育ステーション事業受託事業者公募要領

平成30年4月1日29福保高介第2059号

1 事業名

東京都訪問看護教育ステーション事業

2 事業概要

(1) 目的

この事業は、東京都訪問看護教育ステーション（以下「教育ステーション」という。）を設置し、身近な地域において、訪問看護に関心のある看護職に対する訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の訪問看護師（訪問看護に従事する看護師をいう。以下同じ。）等の個々に有する知識・経験等に応じた実践的な研修・指導及び助言が受けられる仕組みを整備することにより、訪問看護への就業意欲を喚起するとともに、訪問看護師の確保・育成・定着を図ることを目的としています。

(2) 事業内容

教育ステーションは東京都（以下「都」という。）からの委託を受け、以下全ての事業を行います。

ア 訪問看護ステーション体験・研修の実施

訪問看護に関心がある看護職を対象とし、訪問看護ステーションに関するオリエンテーション、カンファレンスや勉強会等への参加、同行訪問、手技演習等、体験・研修希望者の有する看護等の経験、知識、技術に応じた実践的な研修を実施します（1人当たり：1日～5日程度）。研修内容に応じ、教育ステーションから出張して実施する場合もある。

イ 医療機関等における訪問看護師の研修の実施

地域の医療機関等と協同し、医療機関等において訪問看護師が必要な知識・技術の習得のための研修機会を提供すること。

ウ 地域の訪問看護師確保のための取組

(ア) 訪問看護ステーション管理者のネットワーク等を活用した地域における訪問看護の求人の状況等に関する情報を収集及び就業希望者への情報提供

(イ) 地域の訪問看護ステーションからの、訪問看護師確保に関する相談又は地域の看護職員からの訪問看護業務の相談に対する助言及び情報提供

エ その他訪問看護師の確保促進及び人材育成に関すること

地域の訪問看護ステーション等と協同して行うカンファレンスや訪問看護師等の勉強会等の実施を通じた人材確保及び人材育成

オ 上記アからエまでの事業の実施についてホームページ等における広報を通じた研修受講者の募集

なお、事業実施にあたっては、事業の内容や効果等についてのアンケート調査、ヒアリング、報告等に御協力頂きます。

(3) 実施方法

都が別に定めるところにより設置する選定委員会の意見を踏まえ、東京都知事が指定した事業者へ業務を委託し、実施します。

(4) 今回募集する教育ステーション数

都内1か所

(現在指定している12か所の教育ステーションが所在する、新宿区、文京区、墨田区、大田区、世田谷区、杉並区、北区、葛飾区、三鷹市、日野市、東大和市及び東久留米市を除く地域を基本とします。)

(5) 事業費

1ステーションあたり上限 3,028,000円(税込)

3 応募要件

(1) 必須要件

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定を受けた者であること。

イ 教育ステーションの指定を受けようとする訪問看護ステーションが都内に所在すること。

ウ 指導者として訪問看護認定看護師、地域看護専門看護師若しくは在宅看護専門看護師又は訪問看護の人材育成の経験を有する管理者※がいること。

エ 都が実施した立入検査において、本事業の実施に妨げになる重大な指摘等を受け、改善されていないと認められている訪問看護ステーションではないこと。

※ 訪問看護の人材育成の経験を有する管理者とは、ステーション内において人材育成の経験を有する方、ステーション外の活動として研修講師等の実績がある方等。

(2) 推奨要件

ア 常勤で5名以上の看護職員を雇用していること(常勤換算ではない)。

イ 24時間連絡対応加算を請求していること。

ウ 在宅看取り件数が年間10件以上あること。

エ 連携医療機関が複数あること。

オ 専門領域に特化した事業所ではないこと。

4 委託契約に係る手続

指定を受けた事業者は、以下のとおり、都と事業の実施に係る契約を締結するものとします。

(1) 委託契約期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

(2) 委託料

本事業の委託料は、都の予算の範囲内において、原則、提出された予算計画書の金額を上限とし、委託契約期間満了後、実績に基づいて算定した確定額により委託料を支払います。ただし、希望により、契約額の一部を概算払いで先に支払うこともできます。

(3) 事業実施に当たっての参考単価

研修経費

(ア) 研修受講者1人1日当たり、以下の単価金額を上限とし、経費を実績払い

i 受入指導謝礼: 2,000円(上限)

ii 受講者の指導謝礼(看護職): 13,550円(上限)

(イ) 研修受講者1人当たり、以下の経費を実績払い

i 資料代: 735円(上限)

ii 案内通知費: 290円(上限)

- (ウ) オリエンテーション1回当たり、以下の単価金額を上限とし、経費を実績払い
指導謝礼（施設代表者）：20,000円（上限）
(エ) 保険料加入費については、加入した保険の額により実績払い

5 応募方法

(1) 応募に当たっては、以下の書類を提出してください。

- ア 平成30年度東京都訪問看護教育ステーション 応募様式 1部
イ 平成30年度東京都訪問看護教育ステーション 予算計画書 1部

※ なお、提出書類の様式は、東京都福祉保健局のホームページにおいてダウンロードできます。

(2) 提出期限

平成30年5月16日（水曜日）（必着）までに下記担当宛御郵送ください。

6 審査基準等

選定委員会では、事業者の業務遂行能力、事業の活用促進に向けた取組、地域における展開能力等の観点から審査を行います。重視する主な項目は以下のとおりです。なお、新たに指定するステーションは、現在の教育ステーションの配置状況に鑑み、既に配置のある区市（新宿区、文京区、墨田区、大田区、世田谷区、杉並区、北区、葛飾区、三鷹市、日野市、東大和市、東久留米市）を除く地域を基本とします。

- (1) 事業の趣旨を理解しているか。
- (2) 職員の育成・定着に関する方針や目標、計画が定められているか。
- (3) 当該委託業務を遂行するに必要な人員及び指導者等の体制が確保されているか。
- (4) 当該委託業務の実施に関するノウハウ、実績を有しているか。
- (5) 当該委託業務以外に、外部生を対象とした体験の受入れや研修を実施しているか。
- (6) 事業の周知・募集方法等が具体的かつ効果的なものとなっているか。
- (7) 訪問看護ステーションでの職務体験や勉強会等の各事業が円滑に進むようなスケジュールとなっているか。
- (8) 地域において他機関・他職種との連携を深めるための取組を実施しているか。
- (9) 管理経費及び研修経費の額は適切か。

7 担当及びお問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 訪問看護推進担当
電話03(5320)4267 FAX03(5388)1395

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。